

基礎自治体への権限移譲の施行に係る状況調査の概要

平成25年7月
内閣府地方分権改革推進室

1. 状況調査の概要

第2次一括法による基礎自治体への権限移譲の施行状況について調査を行い、全ての都道府県・市区町村(1,789団体)から回答を得た。

2. 調査結果の概要

②～④は任意回答
①の支障の有無回答以外は1団体が複数回答している場合あり

① 権限移譲に伴う支障と対応<全団体回答>

- おおむね支障はない(574団体(32.1%))
- 具体的な支障がある(272団体(15.2%))
- 今後の執行状況をみて判断したい(943団体(52.7%))

「支障がある」のうち、特に回答の多かった事務

H24.4.1施行

H25.4.1施行

- 指定居宅サービス事業者の指定等 11(17.7%)※1
- 自動車騒音常時監視 29(4.3%)
- 墓地等の経営許可、立入検査等 22(2.9%)
- ガス用品販売事業者の立入検査等 18(2.3%)
- 社会福祉法人の定款の認可等 91(12.1%)
- 簡易専用水道の給水停止命令等 39(5.4%)
- 育成医療の支給認定等 75(4.5%)
- 未熟児養育医療の給付等 35(2.1%)
- 未熟児訪問指導 32(1.9%)

※1 〇内は移譲対象団体に対する支障回答団体の割合。以下同じ。

② 今後の移譲事務執行上の課題<817団体回答>

都道府県(31団体回答)

- 市町村への継続的な助言・支援が必要(30団体)
- 処理件数が少なかった事務につき引継ぎに困難が伴う(4団体) 等

市町村(786団体回答)

- 国、都道府県からの情報提供や、移譲事務に関するノウハウ蓄積又は専門職員の養成のための助言・支援が必要(554団体)
- 業務増に伴う人員措置が必要(225団体)
- システム整備など業務執行に係る財源措置が必要(92団体)
- 事務処理件数が少ないため、今後執行に留意が必要(82団体)
- 権限移譲に当たり被災自治体への十分な配慮が必要(15団体)※2等

※2 岩手県：2市 宮城県：4市 福島県：2市5町2村

③ 権限移譲で感じられたメリット<330団体回答>

- 住民に身近な自治体が事務を行うことでサービス向上につながった(148団体)
- 域内の状況が早期に把握できるようになり、迅速な対応ができるようになった(100団体)
- 事務処理時間が短縮された(89団体)
- 基準を策定し地域の実情に応じ対応できるようになった(89団体) 等

④ 円滑な移譲に向け特に留意した点<465団体回答>

都道府県(35団体回答)

- 研修や説明会その他情報提供等による助言を実施(35団体)
(移譲事務のマニュアルを整備し提供(19団体))
- 困難な事務(立入検査等)にあたり職員を同行(8団体)
- 市町村に職員派遣又は市町村職員の研修受入れ(3団体) 等

市町村(430団体回答)

- 研修や説明会への参加その他助言を受け事務を実施(268団体)
(事務処理マニュアルを整備(27団体))
- 困難な事務(立入検査等)にあたり職員同行を要請(36団体)
- 職員を都道府県に研修派遣又は都道府県職員受入れ(25団体) 等

<参考> ①「具体的な支障あり」との回答と対応例(H24.4.1施行分)

○指定居宅サービス事業者の指定、報告命令、立入検査等【介護保険法】(11団体/62団体)<17.7%>

都道府県⇒中核市まで

区分	支障の内容	支障に対する対応
政令市	○監査を実施する件数が多く、また緊急性がある場合は、複数の事業者の監査を同時に実施しなければならないため、監査以外の実地指導やケアプランチェック等の実施に支障が生じることがあった。	○監査の日程調整を容易にするため、3カ月ごとに作成していた実地指導計画を1カ月ごとに作成するように変更したほか、監査に必要な関係書類を当日借用してくるなど、監査の実施方法についても改善した。
中核市	○移譲に伴い多くの新たな事務(要綱の制定、様式の作成・改正、契約、審議会案件事務等)が発生し、人員の不足もあって対応に追われた。さらに、移譲が大幅な報酬改定と同時にであったため基準の解釈、手続き等に混乱をきたした。特に法令解釈には大きな困難を感じた。	○県(他県を含む)、他都市と情報交換、照会等をした。 ○県OB職員を囑託として迎えた。

○自動車騒音常時監視【騒音規制法】(29団体/673団体)<4.3%>

特例市及び特別区並びに政令で定める市まで⇒市まで

区分	支障の内容	支障に対する対応
市	○事務の執行にあたり、データを解析する技術者の確保が必要となった。	○県主催の研修等により、職員の育成を図っている。
市	○平成24年度から移譲された事務であり、調査計画(5年間)の作成、仕様書の作成に大変苦慮した。また、入札にあたり、業務を遂行可能な業者が分からず、指名業者の選定にも苦慮した。	○近隣市町から情報を収集しながら対応した。
市	○面的評価の専門性が高いため、市職員のみでは対応が困難。	○業務委託により実施した。

○墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令【墓地、埋葬等に関する法律】(22団体/750団体)<2.9%>

経営許可:中核市まで⇒市及び特別区まで
立入検査、使用禁止命令:保健所設置市及び特別区まで⇒市まで

区分	支障の内容	支障に対する対応
市	○経営許可事務について、年間を通じて事例が1度あるかないかの事務であり、専門的な知見の蓄積が限定され、宗教法人としての適格性の審査なども困難となっている。	○県担当課および各市町担当課に問合せや参考図書等の確認により、経営許可申請内容を精査し、事務を行った。
市	○本県は独特な地域特性及び墓地埋葬法に対する認知度が低かったため、既存の無許可個人墓地が多く存在している。個人墓地は年月が経つと無縁化する可能性が高く、実際に本市でも管理がなされず地域の公衆衛生に悪影響を与えている無縁墓地が存在している。行政として適正管理を指導するべきであるが、無許可墓地の場合は所有者を特定することが困難であるため対応に苦慮している。	○今年度、条例及び規則を制定し、個人墓地の祭祀を承継した場合には地位承継の届出をするよう規定している。加えて、今後、無許可墓地を設置されないよう申請前には建設予定地へ概要を示した標識の設置を義務付けている。それにより、標識の有無で許可を受けているか見極めることができ、行政及び市民一体となった取り締まり体制の強化を図っている。
市	○許可権限者と墓地経営者が同一部署となり、自己矛盾を生ずることになった。また台帳不備のため、実態の把握できていない墓地が多数存在する。	○経営許可等と墓地経営とで、同一班内ではあるが、担当者に分けることとした。また、墓地の現地調査等を進めている。

○ガス用品の販売業者からの報告徴収、立入検査、提出命令【ガス事業法】(18団体/789団体)<2.3%>

都道府県⇒市まで

区分	支障の内容	支障に対する対応
特例市	○第2次一括法の権限移譲以前に、過去の事例がなく、県においても事務が発生していなかったため、十分な引き継ぎが受けられないまま法施行となった。	○県と各市が協議し、今後研修を合同で実施する等、対応を予定している。

<参考> ①「具体的な支障あり」との回答と対応例(H25.4.1施行分)

○社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等【社会福祉法】(91団体/750団体)<12.1%>

中核市まで⇒市及び特別区まで

区分	支障の内容	支障に対する対応
市	○法人監査業務にかかる人員体制の整備については、24年度に専従職員を配置できなかったことから、①準備期間内での要綱等の整備が間に合わない、②県の事務移譲プログラムについて担当職員間で情報の共有化が図れないなど、困難な面があった。	①25年度より専従職員を1名配置し、県との連携により早急に整備する。 ②事務移譲プログラム内容の担当職員間の情報共有の深化に努めるとともに、県のフォローアップ研修を有効に活用する。
市	○定款の認可については、法人の状況だけでなく、関連している施設状況の把握も必要となるため、施設を監督する都道府県との密な連携が必要となる。 ○検査については、社会福祉法人の会計面における検査を行うにあたり、財務諸表等の内容を理解する専門知識が必要となる。	○今後、事務を遂行していく上で、同一法人に係る情報については都道府県と相互に共有を図る。 ○当該事務の知識を有する職員が必要となったため、嘱託員(指導検査員)を新規に採用し、配置した。
特例市	○移譲される事務について県からの引き継ぎは受けていたが、職員数が限られ、事務執行においてノウハウが十分でないため支障を来している。	○県職員に平成25年度の事務執行に関わってもらい(法人監査への同行等)、市職員への指導・助言等を行うこと等により対応を予定。
市	○指導監査が業務のウエイトを占め、年間535時間の業務量の増加を想定しているが、職員を増員するまでの業務量には至らないため、現状の職員体制への業務負担が増大し、時間外勤務が増加することになる。	○業務負担の平準化を図るため、指導監査に関連する業務以外の定款の許可等の業務は、社会福祉法人の所管課ごとに割り振っている。

○簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査並びに専用水道の給水開始の届出受理事等【水道法】(39団体/719団体)<5.4%>

保健所設置市及び特別区まで⇒市まで

区分	支障の内容	支障に対する対応
市	○経験、知識を有する人材の確保が困難である。また、市が実施する場合には、水道施設情報のシステム開発費等が生じることとなる。	○地方自治法第252条の14に基づく事務委託を都道府県と締結した。
市	○専用水道に関する権限は公衆衛生指導の観点から衛生部門が所管することとなったが、水道事業に関する技術的ノウハウが蓄積されていないため、事業者への技術的指導に困難が予想される。	○水道局は水道事業者としての立場であるため、専用水道の指導監督に係る事務の担当部署とはならなかった。衛生部門が事業所に技術的指導をする際は、水道局から衛生部門へ技術的支援を行うよう事務調整した。

○育成医療の支給認定等【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(旧障害者自立支援法)】

(75団体/1,680団体)<4.5%>

中核市まで⇒市区町村まで

区分	支障の内容	支障に対する対応
市	○県の保健所のように認定に係る決裁過程に医師が配置されていないため、医学的判断を仰ぐ医師がいない。	○近隣4市で、医師会を通じて障害別の嘱託医を委嘱予定である。
町	○課内には、事務職員等しかいなく医師はいないため判定できない。判定方法をどうするか。また、そのための新たな経費の発生。	○支給決定の判定のための判定医について、町立病院へ協議し、判定をもらうための判定医を新たに設けて、判定の経費をH25年度当初予算へ計上した。

○未熟児養育医療の給付等【母子保健法】(35団体/1,649団体)<2.1%>

保健所設置市及び特別区まで⇒市町村まで

区分	支障の内容	支障に対する対応
市	○当事務の担当課では所得税等の情報がないため、申請者の自己負担する徴収基準額を決定する際に支障がある。 ○未熟児養育医療の給付対象とならない自己負担分については、子ども医療費の支給対象となっている。このため、申請者が未熟児養育医療の自己負担分を一旦負担した上で、子ども医療費の支給を受けることとなり、手続きが不便である。	○税務担当課と連携し、所得税額等を確認することにより徴収基準額に誤りがないようにした。 ○子ども医療費の担当課と協議し、申請者から未熟児養育医療の自己負担分について、子ども医療費から直接充てることの承諾書を徴収し、手続きを簡潔にした。

○未熟児訪問指導【母子保健法】(32団体/1,649団体)<1.9%>

保健所設置市及び特別区まで⇒市町村まで

区分	支障の内容	支障に対する対応
特例市	○県による研修会は行われたものの、今まで扱ったことのない重症児が多いため、現場での判断が難しく、苦慮している。	○複数体制で訪問を行い、職員間で情報を共有したうえで判断するようにし、専門性の向上を図っている。
市	○未熟児の病状急変時の地域医療体制の不十分、未熟児に対する様々な福祉・医療等様々なサービスの不足、保護者への精神的支援体制の不十分さ(ピアカウンセリングや保護者の自責の念等に対して)。	○県保健所と同行訪問を実施し、技術・知識の習得をしている。

<参考> ②「今後の移譲事務執行上の課題」回答例

都道府県(31団体回答)

市町村(786団体回答)

区分	回答内容
都道府県	○今回の市町村へのアンケート調査時に第2次一括法に伴う権限移譲事務一覧表を送付したが、市町村から、この事務について既に移譲を受けているのか、どのような事務内容であるのか、といった問い合わせが数件見受けられた。このことから、移譲事務に係る情報について、説明会や資料提供等を強化していくことが必要である。【全般】
都道府県	○指定居宅サービス事業者等の指定等が中核市に移譲されたことにより、これらの事務において県と中核市で差異が生じないように、説明会、研修会等を実施するほか、事業者等からの問い合わせなどで疑義が生じた場合、事業者指導等に係る情報交換等を実施している。【介護保険法】 ○衛生措置等の保健所設置市への権限移譲については、結果として、県内に複数の基準条例が存在することになり、条例間で極端な基準の差が生じてしまうと、営業者側から見て、混乱する可能性がある。【理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法】 ○移譲事務の円滑な遂行と事務ノウハウの継承には、県の支援だけでは限界があり、市側の体制強化(技術系人材の確保を含む。)が不可欠と考える。具体の困難事務としては、専用水道の確認申請書の審査など専門的知識を有するもの、簡易専用水道など対象数が多い施設の巡回指導が挙げられる。【全般、水道法】 ○業務が発生していない事務では、現時点で大きな問題となっていない。今後業務が発生した場合、各移譲市町への支援等が必要となる可能性がある。【全般】
都道府県	○県から市町村に移譲されることにより、1団体が処理する件数が減少し、事務処理のノウハウが蓄積されにくい状況になっている。県としては、移譲後も必要に応じて情報提供を行うなどし、市町をフォローしていきたい。【全般】
都道府県	○移譲事務が問題なく執行できるように各市町村に対して研修会の開催等の支援を行うとともに、専門的な知識を要する業務(自動車騒音の面的評価等)については、新任担当職員に対する助言、研修を行う必要がある。【全般、騒音規制法】 ○社会福祉法人の設立等の審査は各市へ移譲されたが、社会福祉法人が設置する施設等の審査は県が所管しているため、対象の法人に対して過度な負担を与えることなく、県と市が密接な連携を取りながら対応する必要がある。【社会福祉法】 ○所管庁の変更が行われていない社会福祉法人の定款の変更認可に関しては、厚生労働省の質疑応答では、原則、市が行うこととなっているが、引き続き、県が所管すべきとの意見が寄せられている。【社会福祉法】 ○未熟児に関する市町村からの情報提供を簡便な方法でできないか、市町村と検討している。【母子保健法】 ○養育医療と子ども医療を市町村が所管することとなったため、養育医療が適切に処理されるよう市町村に対して、助言等を行う必要がある。【母子保健法】
都道府県	○規模の小さい町村や行政基盤の脆弱な市町村において、専門職や有資格者が必要な事務については、人材の確保が深刻な課題となっている。このような市町村については、地域の実情に応じた権限移譲の方策が求められる。【全般】 ○基礎自治体からの説明会開催の要望があった場合には、検討する必要がある。【全般】 ○社会福祉法人の設立認可において、各市で行う認可の審査内容・基準の確保に注視する必要がある。必要に応じ、打合せ等を持つ必要もあるかと考える。【社会福祉法】

区分	回答内容
政令市	○平成24年度は移譲事務に対応するため係を組織し取り組んだが、平成25年はより効率的に事務を行うために既存の係に事務移管し対応する。【全般】 ○薬局の立入検査について、市内の薬局については検査実績が少なく、今後の指導にあたっては薬剤師会等業界団体との連携が課題。また、薬局開設の許可については、薬局機能情報提供制度や麻薬及び向精神薬取締法に係る権限は都道府県に残されたままとされており、都道府県と保健所設置市の情報の共有等が課題と思われる。【薬事法】
中核市	○特殊な事例が生じた際の判断基準等、権限移譲前の取扱いと大きく乖離することのないようノウハウを蓄積するまでに数年を要するものと考えられるので、今後も県との意見交換を継続していきたい。【全般】 ○有料老人ホームへの立入指導について、県において市域内施設への立入指導の実績がなかったため、既存の老人福祉施設指導監査のマニュアルや他県の公開資料などを活用してマニュアルを整備するなど、立入指導の体制を独自に構築せざるを得なかった。また、検査施設が少ないため「立入指導標準」が依然不足していることから、当面は内部協議を重ねて指導指摘事項を積み重ねて、「立入指導標準」を増加させ、ノウハウの蓄積を図る予定である。【老人福祉法】 ○指定居宅サービス事業者の立入調査について、県から引き継いだ資料を精査し、これまで県が実地指導において指摘した事項について、重点的に改善がなされているか確認を行った。また、国の通知に基づき実施した「営利法人が運営する介護保険サービス事業所に対する指導監査」について、平成24年度までに全事業所に対し指導監査する必要があったが、震災復興に人員を割くことができるよう一定の猶予を設ける等、権限移譲に係る自治体の現状を考慮する必要があると考える。【介護保険法】 ○都市計画の決定について、許可基準に係る数値等の根拠の整理を要する。【都市計画法】
特例市	○移譲事務中、これまで進達業務等一定関与していた事務については、比較的容易に対応できているように思われる。一方で、これまで何の関与もなかった新たな事務、例えば、社会福祉法人の定款の認可、検査等事務においては、本市に当該業務を実際行った職員がいないという実態に鑑みれば、移譲元との机上における協議、引継ぎはもとより、実務における引継ぎの徹底という面において十分留意する必要があると思われる。併せて、移譲事務の中には、移譲元においても実績がない事務も散見されることから、同様に留意する必要があると思われる。【全般、社会福祉法】
市	○平成24年度に実施のなかった立入検査について、平成25年度実施に向けての計画を策定する。【家庭用品品質表示法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、消費生活用製品安全法】
市	○現在行っている申請受理の事務に加え、育成医療意見書の審査、支給決定、医療証の発行、医療費の支払い等の未知の事務が発生するため、職員間で入念な事前準備を行った。また、意見書の審査を医療的な知識を持つ者として市医師会への委託を行った。【障害者総合支援法】
市	○案件によっては、特異なケースや広域的なケースも想定されるため、県や近隣市町村との情報を共有し、統一した対応を図る必要がある。【全般】
市	○都市計画施設区域内の建築許可の申請から許可証を発行するまで、やや時間がかかることがあったため、なるべく迅速に事務を執行していきたい。【都市計画法】 ○社会福祉法人の指導監督につき、対象法人数が本市では27法人で、課又は係を新設するほどの事務量でないのに、たとえば指導監査室のような専門組織を設置してなく、連絡会議等行うこととしてそれぞれの担当課でこの移譲事務を行うこととしたが、統一的、効果的にいえるかどうか課題が残る。【社会福祉法】
町	○東日本大震災による甚大な被害からの復旧・復興業務に対処する職員不足の現状にあって、移譲事務に係る適切な執行には、人的な支援が必要であると考えられる。【全般】
村	○限られた職員数のなかで、ごく一部の職員で事務の対応をすることとなる。また、移譲事務の件数が日々あるものでないのに、移譲事務が定着するまでの間ノウハウ蓄積のための助言・支援(研修等)が必要。【全般】

<参考> ③「権限移譲で感じられたメリット」回答例

区分	回答内容
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○指定居宅サービス事業者の指定権限等が中核市に移譲されたことによって、保険者である市が介護保険の計画、要介護認定、事業所の指定、給付管理まで全体的な制度管理を行うことが可能になった。【介護保険法】 ○農地等の権利移動の許可について、処分に係る農地の所在する市町村内で事務が完結するため、処理期間の短縮等につながった。【農地法】 ○提出された届出等を建設事務所に進達することなく、それぞれの自治体で買取り協議団体の決定・通知の事務を行えるため、事務の迅速化が図られ、住民サービスの向上につながったと考える。【公有地の拡大の推進に関する法律】
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○育成医療及び更生医療の申請窓口の一本化により、身体障害者手帳所得の案内など、受診者の障害の状況を把握しやすくなり、特に「者」の障害福祉サービスの総合的な周知が可能になった。【障害者総合支援法】 ○育成医療と重度心身障害者医療費助成の実施主体が同じになったため、医療費の実績の把握が容易なり、重度心身障害者医療費助成の適正な実施が図られる。【障害者総合支援法】 ○法第3条許可について、従来、農地の所在地によって許可権者が市町村農業委員会と県地方事務所とに分かれていたが、権限移譲によって許可権者が市町村農業委員会に統一され、農業委員会が許可申請案件を一括して判断することになったため、許可または不許可通知までの期間が短縮された。また、市町村農業委員会が管内のすべての農地法第3条の許可権者になったことにより、農業委員会としての自覚の養成に役立った。【農地法】 ○販売事業者への立入検査について、身近な市に権限移譲されたことで、対応の迅速化が図られた。【ガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】 ○県内3市で、地域の実情を踏まえ、緑地面積率等の緩和に係る地域準則が策定された。【工場立地法】 ○法第4条による届出及び第5条による申出に対し、市から県への書類送付にかかる日数が無くなったことで、対象地の買取り希望の有無を確認する時間が大幅に短縮され、より早く買取り協議団体の有無の通知が行えるようになった。これにより、対象地の買取を希望している地方公共団体等はより早く公有地の取得業務に着手できるようになり、また、届出・申出者にとっては早く買取り協議団体の有無を知ることにより土地取引を制限される期間の短縮につながった。【公有地の拡大の推進に関する法律】
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が立入検査を実施する場合、立入検査を実施する店舗や商品が画一的になりがちだが、各市にて実施することにより、地域の特性・実情にあった執行が可能となった。また、権限移譲により、立入検査の実施件数及び商品数ともに増加した。【家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法】 ○市町村とNPO法人とがより緊密になり、地域課題の解決に向けた行政とNPO等との協働環境整備が進んだ。【特定非営利活動促進法】 ○悪臭の基準設定について、地域の実情に応じた設定ができ、規制権限をもつ市の事務の自由度が増した。【悪臭防止法】
政令市	<ul style="list-style-type: none"> ○所轄庁となって事業報告書等の提出を受けることにより、市内の特定非営利活動法人の情報を施策に迅速に反映することが可能となった。また、これまでよりも市民に近い窓口として、特定非営利活動法人に関する情報発信を市民に対して行えるようになった。【特定非営利活動促進法】 ○市内の指定障害福祉サービス事業者の状況が把握できたこと。事業者指定・実地指導・各給付費管理の担当と連帯できることから、利用者へのサービスアップや、事業者が抱える課題への対策を打ち出しやすい。【障害者総合支援法】

区分	回答内容
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ○保険者がサービス事業者の指定等の権限を持つことにより、一体的な管理・監督が可能になった。【介護保険法】 ○立地場所に一番近い行政機関で迅速に届出・受理・承認行為ができるようになった。また、企業立地の動きを直接把握できるため、ニーズに対応した支援策の検討ができるようになった。また、本市では、地域準則を定める条例を制定(H24.6.29施行)し、一定地域における緑地面積率(5%以上)、環境施設面積率(10%以上)が緩和されている。施行後、2企業が本条例の適用を受けるなど、今後も地域の事情にあった企業立地の集積が期待される。【工業立地法】
特別市	<ul style="list-style-type: none"> ○未熟児訪問指導では、支援が必要な児童及び母親と直接関わりを持つことができるようになった。【母子保健法】 ○育成医療の支給認定等では、申請者の所得確認について、県では課税証明書を提出してもらっていたが、市では、同意書をもとに、申請者の所得を確認することができるため、提出書類を削減することができるが市民にとってメリットであるとする。【障害者総合支援法】 ○「ガス用品の販売事業者」及び「液化石油ガス器具等の販売事業者」に関する事務の移譲により、市内の危険物施設の状況を把握することが可能となり、災害対応等にも役立てられる。【ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】
市	<ul style="list-style-type: none"> ○工場立地法における緑地面積率等の基準が市の条例で定めることができたため、企業の要望に対応することができた。【工場立地法】 ○未熟児訪問指導について、市で実施している乳児全戸訪問と合わせて実施できるため、訪問家庭の負担が軽減できる。【母子保健法】
市	<ul style="list-style-type: none"> ○権限移譲後は、市域が狭く人口密度が高いことなどの本市の実情に合わせ、周辺環境との調和を十分に配慮した墓地経営の許可を行うことができた。【墓地、埋葬等に関する法律】 ○未熟児養育医療の自己負担を納めた後に地方単独で行っている子ども医療費助成の申請が必要だったが、1回の申請で済むようになった。【母子保健法】
市	<ul style="list-style-type: none"> ○未熟児訪問指導について、乳幼児の全てを把握し対応する機会となると考えられる。【母子保健法】 ○未熟児養育医療の給付等について、市民に所得証明や世帯状況報告書の提出を求める必要がなくなった。【母子保健法】 ○育成医療の支給認定等について、提出書類(課税証明書、生活保護受給証明)が省略可能となった事や受付場所が増加したことから、住民サービスの向上につながっている。【障害者総合支援法】 ○緑地面積率等に係る地域準則策定等について、工場立地促進のため、必要緑地面積率の緩和等を行った。また、届出を行う業者にとっても、騒音等に対する届出等の市が所管する他の届出とワンストップで行えるためメリットがある。【工場立地法】
特別区	<ul style="list-style-type: none"> ○住民に一番身近な基礎自治体において様々な手続きが完結することによって、距離的・時間的な制約が最小限になり、住民サービスが向上する。【全般】 ○基礎自治体が権限を持つことによって住民の意思が行政に反映されやすくなり、住民自治の原則に照らしてもメリットがあるものとする。【全般】
町	<ul style="list-style-type: none"> ○未熟児訪問指導について、産院より退院時のサマリーが直接市町村に届き、情報の流れがスマートかつスムーズになった。また、支援の初期に保健所、市町村保健センター両方からの連絡や訪問があり、利用者の混乱があるケースもあったが、利用者にとって窓口が一つになりわかりやすく、かつ地域の状況に即した支援や情報提供ができることは好ましい。【母子保健法】
村	<ul style="list-style-type: none"> ○移譲された許認可事務については、許認可までの時間短縮ができ事務の効率化が図られた。【全般】

<参考> ④「円滑な移譲に向け特に留意した点」回答例

都道府県(35体回答)

市町村(430団体回答)

区分	回答内容
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○担当者会議や研修会などを複数回開催し、事務の引継ぎが円滑に行われるよう図った。【全般】 ○社会福祉法人の検査等について、移譲前に県で実施した監査や立入検査に、市の職員も同行してもらい、現場を見てもらうなど実際の業務を経験する機会を設けた。【社会福祉法】 ○自動車騒音常時監視に関し、市が業務委託する際の参考のためにシステム整備や測定に係る仕様書の内容等を情報提供したり、市で作成した仕様書の確認や助言を行った。【騒音規制法】
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○育成医療の支給認定等について、市町村担当者向けの研修会を2回行い、市町村向けの業務マニュアルを作成した。【障害者総合支援法】 ○簡易専用水道の報告徴収等について、本県では、一部の市においては、水道事業部門が事務を執行することとなったが、水道事業部門は水道法における水道事業者であり、同様に専用水道設置者も水道事業者であることから、一事業者が別の事業者を指導監督する立場になるので、その際の事務の執行について、どのように取り扱うかが課題として懸念されることから、各市の移譲先としては行政部門(特に一体的な指導が可能となるように環境部門を対象に)に的を絞って、権限移譲の説明を実施した。実務の面では、県の実務担当者である各保健所の担当者と各市の移譲先の担当者による合同立入検査の実施など、移譲先職員の実務研修について、積極的に実施した。【水道法】 ○指定障害福祉サービス事業者等の指定等について、説明会を開催したほか、詳細な事例についても、情報提供を行った。【障害者総合支援法】 ○騒音規制等に係る移譲事務について、平成23年度中に市の職員を対象とした説明会を開催し、市告示案を例示するなど、円滑な権限移譲に努めた。【騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法、環境基本法】
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○説明会の開催、事務処理マニュアルや県の実務要綱・要領の提供、研修会、相談対応などにより、円滑な移譲に努めた。特に社会福祉法人の定款の認可等については、市職員を短期間(3～5日間)、派遣研修職員として県に受け入れ、実際に社会福祉法人指導監査に従事してもらった。【全般、社会福祉法】
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○地方分権改革推進委員会の第1次勧告を受け、平成20年、「府・市町村権限移譲推進会議」を設置。円滑な権限移譲の実施に向け、府・市町村のトップ間や、実務者間で議論し、第2次一括法成立後の平成23年9月、同会議に全市町村の副市町村長が出席し、全移譲事務に係る情報共有と今後の対応に係る協議を実施した。その後、事務ごとに事務概要説明会や担当者への引継ぎ説明会を実施し、必要に応じ、実地研修等も実施した。【全般】 ○事業者・施設に対する指定・指導等の事務については、法案成立から施行までの期間が非常に短いにも関わらず、事務量が極めて大きく、府民への影響も多かったことから、円滑な権限移譲の実施に向けて特に重点的な取組が必要と判断し、府市双方の福祉所管部のトップ会談を皮切りに、事務担当者によるテーマ別実務者協議を複数回開催。また、移譲前には府職員の事業者指導に市職員が同行する実地研修も行き、移譲後も、実務を担っていた府担当者を、市の担当課へ派遣するなどのアフターフォローも実施中。【介護保険法、障害者総合支援法】 ○低体重児届出受理・未熟児訪問指導等の事務については、移譲前に市町村からの希望に応じて、各保健所が行う訪問指導について、市町村職員を同行した実地研修を実施するとともに、未熟児支援に係るテーマ別専門研修を複数回開催した。【母子保健法】

区分	回答内容
政令市	<ul style="list-style-type: none"> ○町及び字の区域の新設等の届出、告示について、事務手続きや規程について、住居表示整備と同様の手続きとなるため、県のノウハウの継承等円滑な引継ぎに留意した。【地方自治法】 ○指定居宅サービス事業者の指定等について、県の指定基準に関する解釈や申請の受付時期などを参考にして、従来と大きく異なることがないように指定業務を実施した。また、指定業務や実地指導、監査業務に関する研修会に参加するとともに、厚生労働省や他都道府県等への照会や情報交換を密に行った。【介護保険法】 ○衛生措置基準の設定等について、法律の施行までの期間が無かったこともあり、県と他市で平成23年度中に連絡会議を行い、現状で特段、運用に支障は出ていないことから、県条例と同じ内容とすることを県内3市で申し合わせた。また、本市においては、パブリックコメント手続きを行う前に、生活衛生同業組合に対してアンケート調査を行い、組合の意見を聴いたうえで、県条例と同じ内容とした。【理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法】
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人の検査等について、県からの指導による実務に必要な知識の習得のため、県から職員の派遣を受け、その指導の下、実務を通じて必要な知識を習得することにより、円滑な権限移譲に努めた。【社会福祉法】 ○円滑な立入検査の実施に向けて、業界団体へ権限移譲に関する説明を行うとともに、その会員への周知依頼を行った。【消費生活用製品安全法】
特例市	<ul style="list-style-type: none"> ○土地を譲渡する場合の届出及び土地買取の届出受理、協議を行う団体の決定等に関しては、県との綿密な連絡を行った。【公有地の拡大の推進に関する法律】 ○農地等の権利移動の許可については、他市に農地を所有している場合、全部耕作要件の確認の際に権限移譲前よりも他の市町村と連携を密に相互に確認を取りながら許可要件の確認を行っている。【農地法】 ○緑地保全地域等における行為の規制、原状回復命令、立入検査等については、現状では、緑地保全地域の指定エリアがないので準備をしていないが、今後は準備を進める必要がある。【都市緑地法】 ○他の自治体と連絡を密にし、効果的な実施方法等を検討した。【ガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、消費生活用製品安全法】
市	<ul style="list-style-type: none"> ○未熟児訪問指導について、担当者の訪問指導の質の確保のため、マニュアルを作成するとともに研修会を開催。【母子保健法】 ○未熟児養育医療の支給等について、データ管理のためシステム変更を行い、また移譲後においても医療機関の事務が混乱しないように申請書類の様式を県内で統一。【母子保健法】 ○県下の14市で構成する「都市環境保全対策協議会」において、第2次一括法で移譲された事務について情報を共有。【騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法、環境基本法】 ○部内説明会を2回実施。また、立入検査実施者からの質疑応答窓口を開設。【ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】
市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域主権改革担当課による情報収集と各法令所管部署への情報提供を随時行い、所管部署による事務移譲準備に遺漏のないよう監督を行った。特に規則要綱等の整備が必要となる場合の対応や、県又は他団体の状況確認等の実施について定期的に確認を行うこととした。また、増加する事務件数・量の把握を行い、予算措置や人員体制など所管部署との協議、連絡調整を実施し、円滑な権限移譲に向けて取り組んだ。【全般】
町	<ul style="list-style-type: none"> ○低体重児の届出受理について、母子手帳発行時に、低体重児の届出が提出先が町になる旨を口頭又は書類に同封し周知する取組みを行った。また、未熟児の訪問指導について、保健師協議会主催の県保健所の未熟児訪問担当者による研修を受講し、また未熟児の病態や発達等に対し参考書を購入し自己学習に取り組むことで円滑に訪問指導を行うことを心がけた。【母子保健法】
村	<ul style="list-style-type: none"> ○規則等の作成には、県内外の自治体を参考にした。【全般】 ○事務の引継ぎは、県と市町村での主管課長会議や個別に県とやり取りをするなど十分に連絡を取るようにした。【全般】